

議 案 第 9 号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「が行う国民健康保険の被保険者である」を「の区域内に住所を有するとみなされる」に改め、同号ク中「第55条」を「第55条及び第55条の2」に、「は除く」を「を除く」に改め、同項第8号中「が行う国民健康保険の被保険者であるもの」を「の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。